

学 部 教 授 会 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部規則第3条第4項の規定に基づき、学部教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

2 学部長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

3 定例教授会は、原則として毎月1回開催する。ただし学部長が必要と認めるときは、臨時に教授会を開催することができる。

4 学部長は、構成員の3分の1以上から要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(成立及び議事)

第3条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状をもって、出席と見なすことができる

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教授会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(学内委員会への諮問)

第4条 学部長は、審議事項のうち、必要があるときは、教授会に諮り、常設又は臨時の学内委員会に諮問することができる。

2 前項の諮問を受けた学内委員会の委員長は、その審議の結果を教授会に報告しなければならない。

(構成員以外の者の出席)

第5条 学部長は、必要に応じ構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

2 事務局長は、教授会に陪席するものとする。

(議事録)

第6条 教授会は、議事について議事録を作成する。

2 議事録は、事務局長が保管し、構成員の要求があったときは、閲覧に供する。

(学科長会議)

第7条 学部長は、必要に応じて、教授会の審議事項に関する協議を行うため、学科長及び担当科長をもって構成する学科長会議を組織することができる。

2 学科長会議は、学部長が招集し、その議長となる。

3 事務局長は、学科長会議に陪席するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず、施行の日から平成16年3月31日の間においては、教授会は、同条に定める者並びに神奈川県立栄養短期大学及び神奈川県立衛生短期大学の教授、助教授、及び講師で、本学を兼務する者をもって組織する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日一部改正施行する。

※陪 席：議長の許可を得て発言する事ができるが、議決の際の投票権はない。